

自治研 報 かながわ

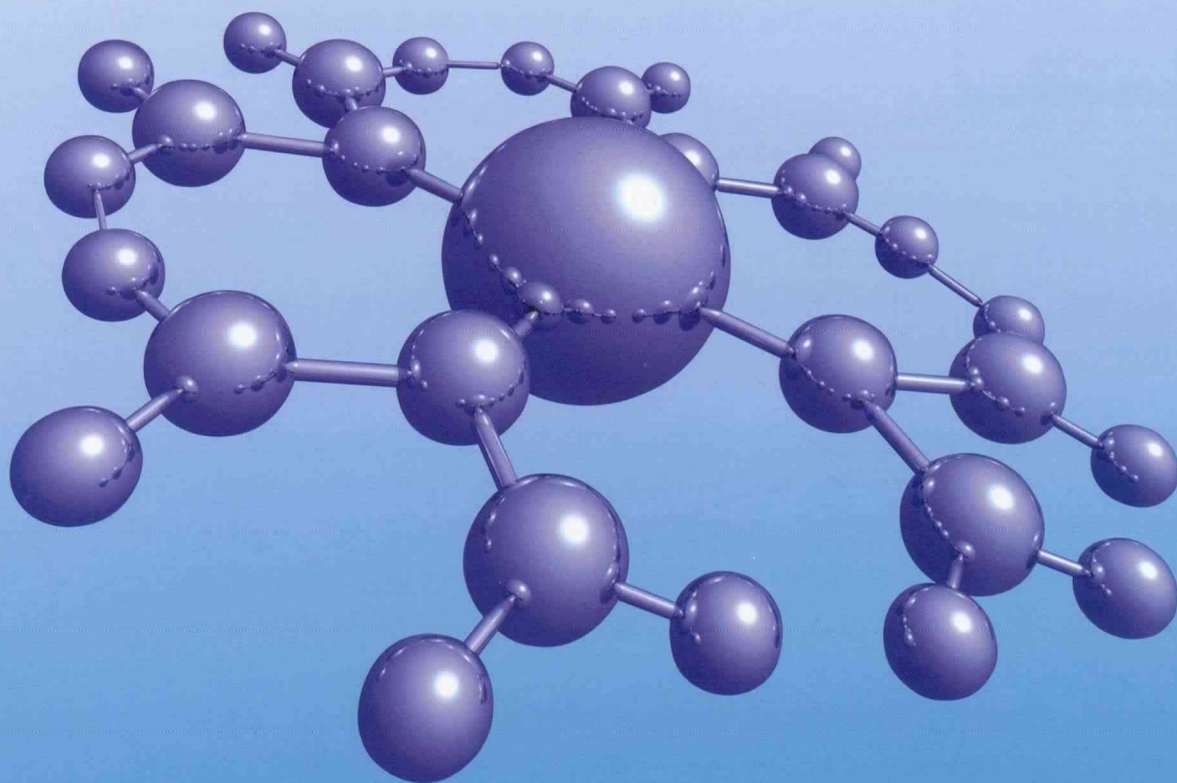
2008

8

No.109

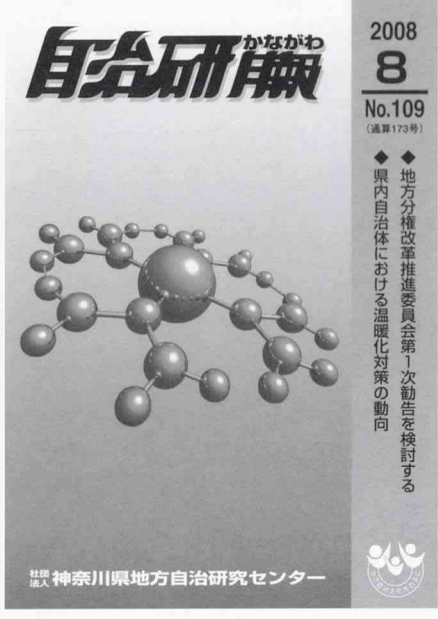
(通算173号)

- ◆ 地方分権改革推進委員会第1次勧告を検討する
- ◆ 県内自治体における温暖化対策の動向



社団法人 神奈川県地方自治研究センター





もくじ***CONTENTS

2008年度 地方分権システム研究会
地方分権改革推進委員会第1次勧告を検討する
 作新学院大学教授 沼田 良 ……1

県内自治体における温暖化対策の動向
 編集部 ……12

Topics・トピックス・とびっくす ……15

自治体学フォーラム2008 in 逗子
「市民は地域(まち)を変えられるか？」
 開かれる ……17

2008 年度地方分権システム研究会（2008 年 6 月 20 日）

地方分権改革推進委員会第 1 次勧告を検討する

－概念は拡散し、改革は漂流するの－

作新学院大学教授 沼田 良

2008 年 6 月 20 日、神奈川県地方自治研究センター2008 年度地方分権システム研究会が、神奈川県地域労働文化会館で開催された。沼田良作新学院大学教授より「地方分権改革推進委員会第 1 次勧告を検討する－概念は拡散し、改革は漂流するの－」というテーマで、ご講演をいただいた。以下は、その講演内容をもとに編集部において原稿を作成し、沼田氏が加筆・修正したものである。

1. 委員会の設置（2007 年 4 月）

(1) 会議マニアのオモチャ箱

現在の地方分権改革推進委員会は、先の地方分権推進委員会に「改革」という名が付け加わった委員会である。その設置法にも同様に「改革」という名が付け加わっているが、中身はほとんど同じ内容の条文になっている。小泉内閣の末期に用意され、安倍内閣が引き継いだ法案であり、実は何のために設置したのかよくわからない。

安倍内閣には会議を作ることが仕事だと勘違いしている人がいたようで、実に 70 いくつかの会議を設置した。この委員会はその 70 を超える会議体のうちの一つにすぎない。「会議マニア」が作った、何でも入れられるオモチャ箱のような委員会とも言えるだろう。

この委員会の設置法は 2006 年 12 月に成立しているが、委員会そのものは翌 07 年 4 月にスタートした。タイミングとしては参議院議員選挙を目前に控え、いわばそれに向けたリップサービスをするというのが、安倍政権

での委員会の使われ方だったと思う。何でも取り上げてもらえるということで、1 種のオモチャ箱のように、地方へのリップサービスのために設置されたような印象が強い。

(2) 推進法における委員会設置の基本方針

ただし、設置法である地方分権改革推進法については、その条文をよく読むと、前回の地方分権推進法と一部異なっているところがある。地方分権改革推進法の第二章「地方分権改革に関する基本方針」の箇所で、事務の義務付けの部分に関して、「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理及び合理化その他所用の措置を講ずるものとする」との文言が新しく入れられている。一見すると、自治体の事務に対するがんじがらめの義務付けをなくすというようにも読める。

事務の義務付けという問題は、第 1 次分権改革の反省点の一つであった。自治体の自由度を拡大しようということでスタートした第 1 次分権改革において、確かに要綱や通達な

どによる縛りは一応なくなったかのようにあるが、実際には法律や政省令にそのまま格上げされて義務づけがより強固に温存されてしまうという傾向にある。

イメージとして言うと、以前は、法的な根拠の乏しい要綱や通達によって義務づけられていたので、何となくこれに逆らうとまずいだろうというような阿吽の呼吸における中央集権だった。それが現在では、法律や政省令に基づいてストレートな集権を行っているわけである。第1次分権改革の逆機能ともいえるが、法定して自治体に事務を義務づけるようなことが横行してきている。

この点では、地方分権推進委員会のOBなども、法律の規律密度を下げる必要があると主張している。こうした法律の規律密度を下げるとか、事務の義務づけをもう少し弾力化するとか、緩めるというような表現は、確かに一見すると自治体の自由度を高めると読めそうなフレーズではある。特に第1次地方分権の方針にはなかったものなので、新しいことをしそうだという期待を抱かせるような文章になっている。

ただし、今回の地方分権改革推進委員会の第1次勧告と政府の要綱とを見る限りでは、どうやら必ずしもそういうことではないように感じられる。冷静な目で読むと、実はそうは書かれていない。自治体の自由度を高めるといふ期待や幻想は裏切られつつあるのかもしれない。事務の義務づけがどうなったかという問題は、後段でもう一度ふれるので、記憶しておいていただきたい。

2. 基本的な考え方 (2007年5月)

(1) 委員会の不明確な課題設定

この地方分権改革推進委員会は、設置された翌月の2007年5月に、わずか1ヶ月しか経っていない段階で「基本的な考え方」をま

とめた。分権よりは行革に熱心な猪瀬氏をはじめ、道州制に好意的な増田元岩手県知事(現総務大臣)など、委員にはさまざまな立場の人たちがいるから、地方分権改革の基本的な考え方に当初から合意があったはずはない。

むしろ分権についての哲学が希薄で、分権改革の基本的なイメージを必ずしも共有していないような委員たちが、1ヶ月足らずの間に委員会としての「基本的な考え方」をまとめられたとは考えにくい。委員会として合意が出来上がる前に「基本的な考え方」がとりまとめられたのだろう。だからこれは、各委員の総意によるものとはとても思えない。誤解をおそれずに言ってしまうと、事務局サイド、総務省関係者などが関与したのだろうし、タイミングとしては参議院議員選挙向けの広報文書という印象が強い。

その証拠に、この委員会のアジェンダ・セッティング(課題設定)は、何とも不明確なものなのである。分権改革に何を期待し、問題をどのように設定するのか、ほとんど明らかになっていない。そもそも改革のスタート地点が明確ではないし、「基本的な考え方」を何度読んでもわからないことが多い。

たとえば、「地方が主役の国づくり」というフレーズがある。これは、地方分権改革を進めて行った果てに、地方が主役の国づくりというもののイメージが湧くという趣旨なのだろうか。そもそも地方分権と国づくりというのは、本来的に矛盾・対立する性質のものではないのか。この「地方が主役の国づくり」というのは、国の答申等の文書で恐らく始めて出てきたフレーズだろう。少しセンシティブな感覚があれば、こうした安易なキャッチフレーズは避けるのではないか。

次に、それに至る手段は何かというと「完全自治体」というごりごりの用語が出てくる。ここでは自治行政権、自治財政権、自治立法権、この3つを持っているのが「完全自治体」

だとされている。

この「完全自治体」という用語は、戦後間もない混乱期の知事公選に関して使われ始めたが、現在ではほとんど使われていない。むしろ死語に近い。そもそも、この世の中で「完全」などということはごく稀にしかあり得ない。こういうハイテンションな言葉は、頭の中で思っただけでも文書ではできるだけ使わないという抑制が普通は働くはずなのである。何とも気恥ずかしいフレーズだ。

また、そういうものを備えた完全自治体が「地方政府」であるとも書かれているが、これについてはまともに受け取らない方がいい。これを本気で書いているわけではないはずだ。マジで地方政府を実現しようと思っているわけではなく、「とくに基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要」ということで、とりあえずそれに向かって少しずつ進もうかというような書き方になっている。

(2) これからの自治体は何をするのか

では、自治体はこれから何をすればいいのか。「基本的な考え方」には、「総合行政の名にふさわしい住民本位の豊かな行政の実現」と書かれている。しかし「総合行政」とは何か。反対語はタテ割り行政だろうか。たとえば、窓口一つですべての行政サービスに対応するというようなことなのか。そんなことはありえないだろうが、これがよくわからない。

結局、その先に何があるのかというと、「こうした取り組みを進めることは、将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものと考え」としている。衣の下からヨロイがのぞいたようだが、どうも本音は道州制導入につなげたいようである。国の出先機関の廃止・縮小なども例示しているので、この委員会が道州の露払いになるのかもしれない。現に、今年末くらいに公表する第二次勧告までに出先機関を整理して、道州制に一步近づけるとい

うのが、地方分権改革推進委員会のスケジュールのようである。

さらに財政については、「三位一体改革を修正」という。「国に依存しない税財政の基盤確立」を基本原則に掲げているが、これも実際に何かをしようと提案しているわけではない。むしろ「国に依存しない」自治体を作るということは、逆に言えば自治体を国に依存させない、実質的に放り出したいという意味にさえ取れる。地方を切り捨てたいと思っている人の立場を文章にするとこうなるのか。果たして、これが地方分権なのだろうか。

また、この委員会は団体自治だけが大好きなようである。つまり、役所の器を広く強くしようという考え方、要するに「完全自治体」にするという根強い思い込みが論旨の中心にある。「首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し」とあるが、住民自治はどこにも出てこない。

委員たちも住民自治という認識が希薄なようで、実は自分たちを住民とは捉えていないかのようだ。この人達は、家に帰ったら自分たちも普通の住民に戻るといって、きわめてまっとうな市民意識が希薄なようである。住民自治をきちんと中心に据えないと分権は決して進まない。そしてその効果には意味がない。こういうごく常識的な考え方を持っていないのではないかと思えてならない。

さらに「ニアイズベター」という言葉が用いられている。英語をカタカナにただけのようだが、不思議なフレーズだ。善意で読めば、近接しているのがより良いことだとも受け取れるが、これも一見したところでは意味不明である。よく読むと「条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大」とあるので、「ニアイズベター」の観点に立って、自治体の条例によって国の法律や政省令を「上書き」することを認めるという趣旨のようである。

しかし、「地方自治の本旨」に反するような国の法令に対して、自治体には条例による上書き権があることは、すでに60年も前から認められている。日本国憲法が保障しているからである。この委員会の指摘は、憲法についての理解を疑いたくなるものだ。

地方税財政基盤の確立のところに「東京等に税源が偏在している状況も念頭におく必要がある」との記述がある。「基本的な考え方」が示された5月は、参議院議員選挙の2ヶ月前である。ここで、安倍政権に投票すれば、東京都の潤沢な財源を吸い上げて地方に財源を再配分しますよと言っているかのようである。何とも露骨な書き方だ。

(3) 第一期「未完」改革の総括が不十分

しかも、第1次分権改革の総括は不十分で、ほとんどやっていないに等しい。前回の未完改革の成果と課題とを踏まえて、今回の改革を連続的に行なおうという認識が乏しい。

第1次の「未完改革」が済んで、なぜ、さらに今から分権が必要なのか。どのような分野において分権が必要なのかという基本的な考え方が抜けている。何が不十分で、どの部分の強化が必要なのかという視点が、恐ろしく欠けていると思われる。

そして、参議院議員選挙が終わって自民党が大敗し、地方分権改革推進委員会も解散するのかと想像していたら、意外にも(?)、活動が続いた。法定機関だからかもしれない。そうしたなかで、早くも11月には「中間の取りまとめ」が示されたわけで、とにかく事務局の中に文章を素早く作る達人がいるのだろう。

3. 中間取りまとめ (2007年11月)

「中間取りまとめ」は、その時だけ存在していればいいし、組織を方向づけたりするわけでもないのだから、とりあえず作ろうということ

でまとめられたような印象が強い。だから、「基本的な考え方」の勇ましさに比べると、中間のまとめはかなり影が薄い。設置から半年も経っているのに、委員会としての理論的な成熟の跡があまりみられない。

「中間取りまとめ」でも、基本的な考え方で示された「地方政府」がくり返されている。そしてこれは、旧自治省の悲願でもあった「総合行政主体」のイメージとも重なるものだろう。いわば官製版の地方政府論である。そのなかみは「総合行政」であり、一定程度のサイズがある自治体で、どのような分野の事務事業でも実施できるようにする。総務省とか、旧自治省の一部のエリートたちがずっと目指してきた理想像が、ちらほらと「中間取りまとめ」のなかに出てくるかのようだ。

たとえば、「基礎自治体が地域における総合行政を担い」、「地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要」などとしている。だが、これらは冷静に考えれば本末転倒な議論である。なぜなら、総合性を持っているからこそ地方政府と言えるのに、地方政府が担う総合性を事後に確保するというようなことでは、実は当初の地方政府は総合性を持っていない不完全自治体だということになってしまうだろう。これは論理学で言う「形容矛盾」ではないか。レトリックならぬ、トリックなのではないか。こういう文書を平気で書いている。

また、「個々の地方自治体が、地域の行政を総合的に実施する役割を担う」という。総合行政という、かつてコアであった一つの器、完全できれいな器、しかし住民不在の器、それが総合行政主体だと捉えられている。たとえばこれは、全国の中小都市に遍在する小規模なデパートのようなものを想像したらわかりやすいかもしれない。いわば総合行政デパートのようなイメージであるが、裏から見た総務省のマークが付いている感じだ。

4 地方分権改革推進委員会第1次勧告を検討する

総務省は、中小の総合行政デパートが全国に遍在する状態になればそれでいいというスタンスのようである。だから、改革の道は必ずしも狭い意味での地方分権ばかりでなくてもいいのではないか、というアバウトな姿勢がこの辺から見え始めてくるかのようだ。

4. 第1次勧告（2008年5月）

（1）良くも悪くも1年間の成果

この委員会の任期は2009年度までの3年間である。しかし最後の1年間は、内閣官房における地方分権改革推進計画と地方分権改革一括法案の作成、法制局における審査や協議など、政府部内の意思決定プロセスに入ることになるだろう。したがって、委員会としての審議期間は事実上2年間しかない。設置法では3年以内に一括法案を提出すると規定されているので、実質あと1年あるかないかという状況である。ここできちんと勧告を出さないと、この委員会は何をしているのだと言われかねないような際どいタイミングで、今年5月に第1次勧告が出たわけである。

さて本題であるが、第1次勧告の第2章では、国から都道府県への権限移譲について、国道や一級河川の管理、農地転用許可などを、一応列記して書いてある。だがこれは、第1次分権改革のときのように、各省庁の担当者と膝詰め談判して合意した項目だけを並べて書いたというわけではない。

つまり「この権限を移譲する」ということではなく、担当の役所に対して「この権限の移譲について検討してほしい」と書いてあるだけなので、ここは気をつけて読まなければいけない。要するにこれは、移譲がほぼ確定した権限項目のリストというものではない。むしろ、今年度中に役所で検討して、その検討結果を委員会に回答しなさいというだけの要請文書なのである。

だから当然ながら、各府省が検討してみて、結果として権限の移譲はできませんでしたというものもありうる。わたしは、相当数あるだろうと思っている。国から地方への権限移譲については、「くらしの分野」と「まちづくりの分野」とを合わせて42項目あるが、これら権限をすべて移譲すると決まった項目ではない。もしできるなら今年度中に検討して回答するように努力してくださいねというような、お願いのリストなのである。

国から地方への権限移譲については、第1次分権改革で積み残したいくつかの項目が、今回も再び取り上げられている。しかしそれらは、移譲できない理由があったから先の第1次改革に盛り込めなかったものなのだ。それらの権限はいわば各府省の生命線であって、それらを自治体に手渡してしまったら、彼ら国の役人にとってメシのタネである仕事なくなる。所管の仕事がなければ役人とは言えない。役人は身分と机があるだけではダメなのだ。実際の執務において処理していないとしても、所掌する事務を持っているという状態が何よりも重要で、その仕事の担当者であるという大義名分が必要なのである。

少し視点を変えて考えてみよう。たとえば小泉内閣時代に、地方出先機関のスリム化が図られ、無駄をなくすということで廃止・縮小された国の業務は多い。そこではすでに人員が余っていて、農林関係の職場から、刑務所や自衛隊、入管業務などへというように、省庁間異動によって不慣れな職場への強制的な配置転換が始まっている。中には「いやなら辞めてもいいぞ」と言わんばかりのひどい対応さえもあったと聞いている。

河川管理や農地転用の事務権限を自治体に手渡したならば、国の出先機関にいるその業務の担当者は不要になるだろう。ムダな公務員というバッシングが始まるわけだ。地方分権の結果として、国の権限が自治体に移ると、

コインの裏側ではさらに余剰な人員が出るだろう。そして国は、出先機関の職員に対して、生首を切らないまでも、有無を言わせぬ配置転換を強力に進めるはずだ。

そうだとすれば、国の役人だというだけで、出先機関の国家公務員を異物視するような慣性を見直す必要があるだろう。そのうえで、公共サービスをともに担う同じ公務労働者として、出先機関の職員たちとの連携をより強めるべきときが来ているにちがいない。

ところで、第1次勧告の第三章は、「基礎自治体への権限移譲」になっている。この点については、県から市へ実に64法律・359権限をも移譲する、という。ここではダイレクトに権限移譲すると書いてある。ただし移譲の対象は、市町村一般的なのではなく、主に市である。ちなみに町村への権限移譲はわずか28項目に限定されている。

つまりこれは、地方分権改革における権限移譲において、もはや町村は重要ではないと言っているようなものだ。もしかすると府県でさえも当事者ではないのかもしれない。最も大切なのは、総合行政主体として、あるいは完全自治体として、さらには地方政府としての「市」なのである。だからこそ、都道府県から市へと359項目もの権限を一括移譲しなさいということになるのだろう。

都道府県から市への大量な権限移譲である。いわばこれは「地方」内部の分権だ。わたしには、ここで地方分権というものが、自治体間分権へと大きく意味転換していると思われるのではない。この点は再論するので、特に着目しておいていただきたい。

(2) 政治マターへの介入

一方でこの委員会は、道路特定財源や消費者行政など、政治の争点にもやたらと首をつっこんでいるという印象がある。分権を専管的に扱うかのような装いの陰で、最初に「お

もちゃ箱」と指摘したとおりに何でもOKというような脇の甘いところがある。現政権に対するリップサービスなのだろうか。

委員会は勧告を出して、政府が要綱をつくる。設置法ではそういう改革プロセスになっている。だが、委員会は政治の動きにかなり敏感で、政治的な争点に好んで首をつっこんでいるように感じられる。それが、前の分権委員会と大きく異なる特徴である。

また勧告には、権限移譲については、福祉施設の基準を緩和しろという提案ある。だが「日本経済新聞」が指摘するように、基準を自治体に任せるとすることは国の責任を後退させるのではないかという批判がある。そう言われても仕方がないような実態がいくつかの自治体にはあるのだとも思われる。つまり、国の基準は最低ランクの基準のはずだが、それを下回ってもいいのかという批判である。自治体で自由にしてよいということだと、あるいは底なしという事態にもつながりかねない。これを分権といえるのかということを目録が指摘している。国民の権利義務に関することについて、国の責任を後退させてよいのか、という極めてまっとうな議論だろう。

5. 定住自立圏構想 (2008年5月)

第1次勧告が出された同じ5月に、定住自立圏構想研究会の報告書も公表された。こちらの方はさほど議論の対象になっていないようだが、事務局が同じ総務省なので重要である。少なくとも、総務省内では平仄が合わされた構想だとわたしは思っている。

この定住自立圏構想のポイントは何かというと、中心市と周辺市町村が「協定」を結ぶことである。そしてそれによって、中心市が総合的な行政サービスを周辺にも提供する新しい仕組みを作るという点である。

市町村合併はどんどん進んでいくが、他方では人口がどんどん減っていく。今後の日本では「過密のない過疎」が急速に進むだろう。全体としての人口が減っていくということになる。特に地方では、集落を維持できない限界集落が増えているが、そこでもなお合併しない自治体がある。

こうした状況の打開策として案出されたのがこの構想で、要するに中心市が周りの面倒を見るという方法である。単に善意で面倒を見るというのではなくて、きちんと双務的な「協定」を結び、中心市と周辺市町村が契約しあって、中心市がお金をもらってサービスを提供するというやり方になるだろう。

これまでは広域市町村圏構想など、国が、たくさんの圏域行政モデルを作って推進してきたが、ほとんどダメだった。しかし今度の構想は、国が直接圏域に関わるのではなくて、中心市を軸に当事者同士が「協定」を結ぶ。中心市が周辺市町村を引っ張っていくという仕組みを作ることが書かれている。

この新しい仕組みでは、小さな町村がやっている事務を、中心市が代わりに担ってもいいようにするのだろう。いわば町村の事務を町村だけに義務づけない。実はここが問題だ。つまりこれは、前に述べたように、地方分権改革推進法や同委員会の「基本的な考え方」で示された事務の義務づけ問題と密接に関わってくるのではないのか。推進法の「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務づけの整理及び合理化その他の所用の措置を講ずるものとする」という規定は、この文脈においても使えるだろう。つまり町村への事務の義務づけを、廃止または緩和することにも応用可能な条文なのである。

町村では、職員は少ないのに義務づけられている事務が多く、ひとりの職員が平均して3～5くらいの複数事務を担当している。だから、職員は個々の事務に習熟するための時

間の余裕がない。だとすれば、それらの事務は中心市が担えばいい。つまり「義務づけの整理及び合理化」というのは、当初考えられていたような法律の規律密度を変えるという話であるよりは、むしろ町村への事務の義務づけを廃止・緩和するという文脈に意味転換され始めているのではなかろうか。

定住自立圏構想研究会の報告では、町村の事務の義務づけを「協定」によって廃止・緩和するというこの新しい考え方を、中心市への「特例的権限移譲」として表記している。ただし、この特例的権限移譲という表現は、分権委員会の第1次勧告には見られない。要するにこれは、自治体間分権なのである。

かつて地方制度調査会で示された西尾私案には、二つの提案があった。そのうち一つは内部団体移行方式であるが、これは地域自治組織としてすでに実現している。もう一つの提案は事務配分特例方式であり、たとえば近接する都市による水平補完であった。事務が処理できない場合は特例を設けて、周りの中心市が代行するというようなことを言っていた。しかしその後、水平補完は立ち消えになった。それが今回、「協定」という新しい衣装をまとって再登場している。

また、中心市が周りの市町村を従えるというこの状態が、総務省・旧自治省が理想としている総合行政主体＝完全自治体＝地方政府のイメージなのか、あるいはバリエーションなのかとも思われる。

6. 概念は拡散し、改革は漂流するのか

分権委員会においては、意味の転換を含めて、地方分権という概念が拡散している。そもそも消費者行政を地方で実施するようにすること(今でもしている?)が、地方分権なのか。そのときの政治の都合で、それを地方分権と言いくるめてしまうかのようだ。そうした観

点から見ると、地方分権の概念が拡散し、改革のポイントが絞りきれない。第1次分権改革のときのように「機関委任事務制度の廃止」といった、明確な売り物が見当たらず、当面の目標設定も不明確だ。

たとえば、この第1次勧告にある県から市への教職員人事権の移譲は、定住自立権構想の報告書でも言及されているが、政府の要綱案の段階で骨抜きになった。これは、文科省との調整がないままに書かれたため、こうしたことが続けば改革も漂流するだろう。

協定によって中心市にサービスを供給させて、そのうえに道州制を乗っけてみたという構図なのかもしれないが、あと1年足らずの期間で法案化できるとはとても思えない。

ひるがえって、そもそも国の権限をなぜ地方に移す必要があるのかという地方分権の哲学について言うと、福祉国家の限界が背景にある。20世紀の福祉国家は、どの国においても必然的に集権的なものにならざるを得なかった。逆に言えば集権化しなければ、全国一律に同水準のサービスを提供できなかっただろう。全国一律のナショナルミニマムを保障するにはそれしかなかったのだ。誤解を恐れずに言えば、無駄を省くには集権体制がいいに決まっている。

それが、世紀が変わって福祉国家を乗り越えようということになったとき、福祉は誰が担うのか、それは人々の生活に一番近い自治



講演中の沼田教授

体だということになって、だから自治体に分権しようという話になったはずなのである。しかし、そういう基本的なミッションは、第1次勧告には一言も書かれていない。委員会のメンバーは地域福祉をきちんとしようとは思っていないらしい。住民のいない完全自治体をイメージしているからこそ、本来的な意味での狭義の地方分権を実施しようという考え方もない。だから、自治体が本来的に何をすべきなのかについても書けていない。

国の考える行政改革、つまり二重行政の解消などは、よくよく考えれば地方分権ではない。規制緩和についても同じだ。これらは政治的な争点に關与する。頼まれてもいないことまで書いているから、分権概念がどんどん拡散していく。意味の転換も進む。狭義の分権、肝心な中味の部分が抜け落ちていく。

この人たちは、何をやるかが明確でなく、行政と政治の2つの顔を持った双面神(ヤヌス)のような不思議な委員会でもある。政治にも口を挟むから自民党内の分権改革特命委員会では大ブーイングの嵐となった。わたしの職員時代を思い出しても、一昔前なら、もしかすると灰皿などが飛んでくるような場面だったろう。あと1年もないなかで、短期集中でまとめなければならぬが、しかし出口は見えない。次の曲がり角をどちらに曲がるかさえも、実は見えていないような状況だと思えてならない。

このように、意味の転換を含めて分権の概念が拡散してしまい、結果として改革そのものが漂流し始めているような感じさえる。いずれにしても、騒動の果てに、この改革が『未完の分権改革 Pt.2』で終わってしまうような顛末だけは、何としても避けたいものである。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告（概要）

平成20年5月28日

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(1) 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- ・地方政府の確立のための権限移譲
- ・完全自治体の実現
- ・行政の総合性の確保
- ・地方活性化
- ・自治を担う能力の向上

(2) 国と地方の役割分担の見直し

- ・住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型（重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型）に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）

- ・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

○ 暮らしづくり分野関係

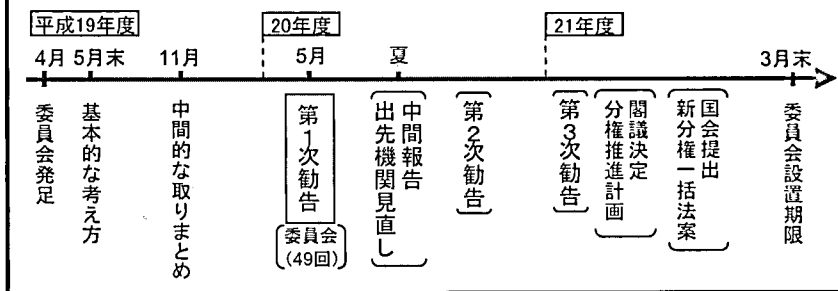
- … 幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉 等

○ まちづくり分野関係

- … 土地利用（都市計画、農地等）、道路、河川 等

【別紙参照】

＜地方分権改革のスケジュール＞



第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

- ・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲
- まちづくり分野：宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等（市へ）
- 福祉分野：特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等（市へ）
- 産業安全分野：高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等（市町村へ） など

(2) 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化

- ・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮
- ⇒ 勧告後、速やかに実施（約300以上の国庫補助金等が対象）

第4章 現下の重要課題について

(1) 道路特定財源の一般財源化

- ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大の方策について検討すべき

(2) 消費者行政の一元化

- ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
- ・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(1) 国の出先機関の改革の基本方向

- ・二重行政の解消に向け、国と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本府省移管等に仕分けし、国の出先機関の廃止・縮小を検討
- ・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ

(2) 法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け等）

- ・国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。
- ・広域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

(別紙)

くらしづくり分野関係

- ① 幼保一元化・子ども
 - ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
 - ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
 - ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)
- ② 教育
 - ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)
- ③ 医療
 - ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)
 - ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)
- ④ 生活保護
 - ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目的に制度改革の方向性)
- ⑤ 福祉・公営住宅
 - ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に
- ⑥ 保健所
 - ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)
- ⑦ 労働
 - ・雇用・能力開発機構の離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、都道府県との役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。

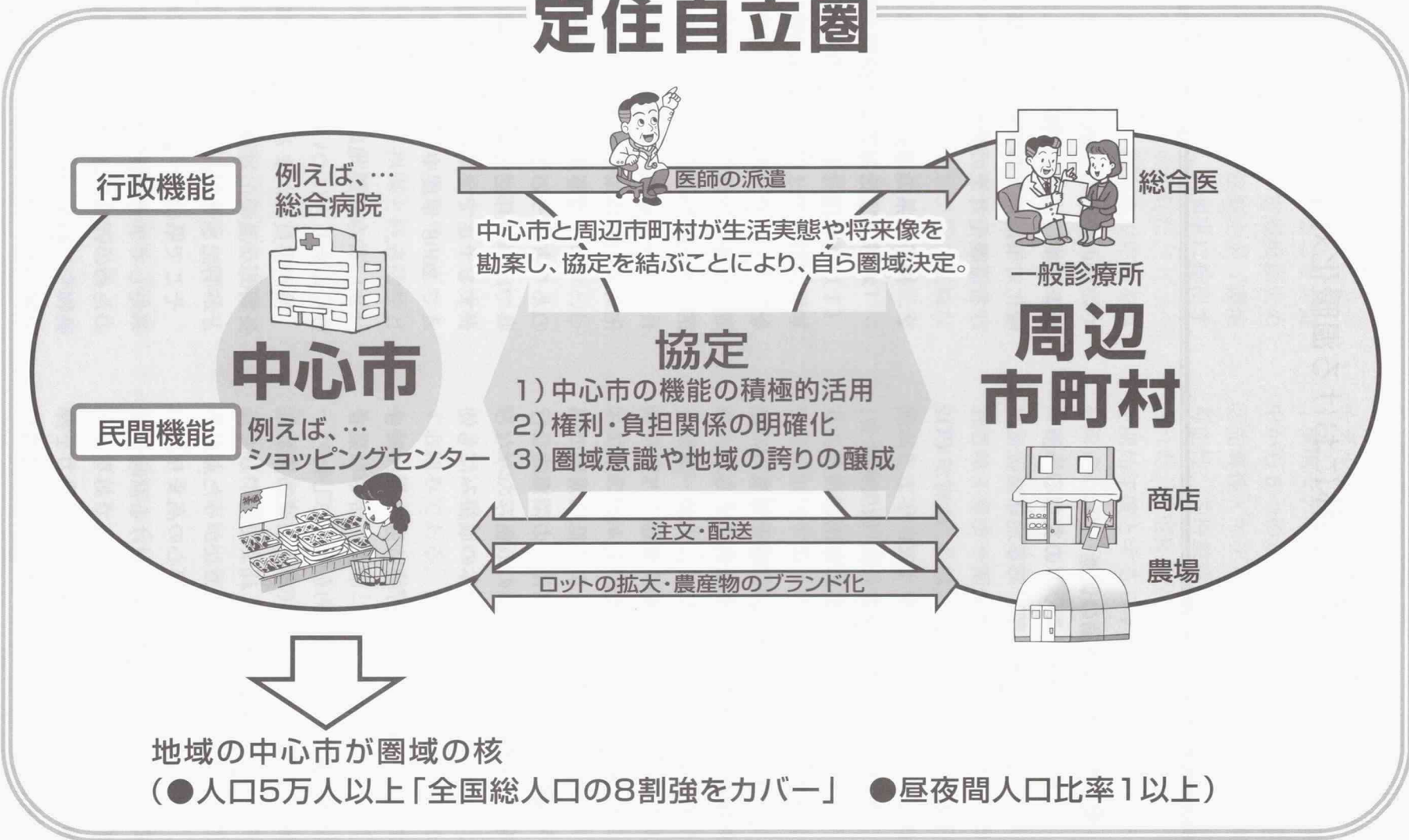
・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。

まちづくり分野関係

- ① 土地利用(都市計画、農地等)
 - ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目的に抜本見直し)
 - ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
 - ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止
- ② 道路
 - ・直轄国道の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管
- ③ 河川
 - ・都道府県内完結一級河川を原則都道府県に移管
- ④ 防災
 - ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止
- ⑤ 交通・観光
 - ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小…(20年度中に結論)
 - ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止
- ⑥ 商工業
 - ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
 - ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)
- ⑦ 農業
 - ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化
- ⑧ 環境
 - ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

定住自立圏のイメージ

定住自立圏



県内自治体における温暖化対策の動向

編集部

1. 関心の喚起から行動の促進へ

ー北海道洞爺湖サミットの次なる一步ー
グローバルな政策課題である地球温暖化対策については、北海道洞爺湖サミットがこれを主要テーマとしたこともあり、政府がCO₂排出量の現状比60-80%を2050年までに削減、という長期目標を発表し、「低炭素社会」をキーワードとする政策が打ち出されるようになった。

サミット開催を契機に、温暖化対策への社会的関心は喚起されたようにも見えるが、今後は目標達成の具体策として、市民・事業者に対し、それぞれに行動転換を促す方策を示すことが目前の課題となる。人々のライフスタイルの転換や、事業者による低炭素型の商品・技術開発など、脱炭素化への積極的な行動を促すには、全国レベルの取組みのみならず、地域レベルからの自治体の取組みにも効果が期待される。

ただし、政府よりも先行的に進められてきた自治体の温暖化対策は、市民生活や事業者の経済活動に何らかの制約をもたらしたり、地域レベルでの取組みでCO₂削減効果が見えづらいことなどから、これまで必ずしも肯定的な評価ばかりを受けてこなかった点がある。とすれば、最近の社会的関心の高まりは、政府方針とともに、自治体における温暖化対策の推進力として欠かせない要素であろう。

自治体は、市民や事業者の理解・協力を得ながら、今後どのような温暖化対策を展開し

ていくのであろうか。本稿では、すでに神奈川県、横浜市及び川崎市が打ち出している温暖化対策に着目し、そこから県内自治体における温暖化対策の動向をみていくこととする。

2. 神奈川県の取組みー

「地球温暖化対策推進条例(仮称)」の検討

(1) 温暖化対策の強化に向けた条例検討

神奈川県では温暖化対策の強化を図ることを目的として、2007年3月に「地球温暖化対策推進法策検討委員会」(座長:森島昭夫特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長)を設置した。同委員会は、県の地球温暖化対策の具体策や条例に盛り込むべき事項についての調査審議を行い、2008年6月に条例のあり方についての最終案をとりまとめた。県では、9月ごろを目途に条例の骨子案を公表する予定で、県民からの意見募集を経たうえで2008年度中に条例の成立を目指す、としている。

(2) 「神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)のあり方について」最終案

検討委員会がまとめた最終案には、県が中長期的な温暖化対策計画を策定し公表することが明記された。

そこで県はまず、事業者の立場において、率先して事業活動に関する温室効果ガス削減のための行動計画を策定することや、県の建築物や公用車の省エネルギー化や新エネルギー等の率先的な導入に努めることとしている。

県内の事業活動については、大規模事業者に対して温暖化対策に関する計画書を義務づけることとし、県が指導・助言を行うこと、必要に応じて資料提出が求められることが盛り込まれている。このほか、一定規模以上の建築物の新築や改築の際に、建築主が「環境配慮に関する計画」を作成し、知事に提出することを義務づける方針も示された。

また、事業者や県民が、新エネルギーを優先的に利用し、マイカーから公共交通機関の利用への転換、エコドライブの推進などに努めるとした規定も盛り込まれている。

さらに商品やサービスを販売する事業者に対しても、営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法による販売や配送に努めるという努力義務を示した。

(3) 事業者への規制と産業界の反応

一定規模以上の事業所に対して CO₂ 削減を義務づける条例は、6月に東京都で成立しているが、商品やサービスを販売する事業者に対して、CO₂ 排出量削減のために営業時間短縮等を求めるのは画期的な内容ともいえる。

しかしこうした対策には、主にコンビニエンスストアの深夜営業が規制対象となるとして、業界団体からの反論が提起されている。京都市などでも同様の方策が検討されているが、経済活動に一定の制約を課すような規制は、慎重に判断すべきとする産業界の反応もあり、温暖化対策の実効性担保と経済活動との調和の難しさを象徴する問題である。

3. 横浜市の取り組み

「横浜ゼロカーボン生活」などの提唱

(1) 「低炭素社会」づくりの先導役—環境モデル都市に選定される

横浜市は、政府が世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進めるため、2008年4月に行った自治体・地域からの提案募集に対し、「横浜ゼロカーボン生活の創出」として家庭

からの CO₂ 排出量を 40%削減することなどを目指した独創的な取組みを打ち出し、「環境モデル都市」に選定された。

環境モデル都市には、全国 82 件の提案の中から 5 つの選定基準（①大幅な削減目標、②先導性・モデル性、③地域適応性、④実現可能性、⑤持続性）を満たした 6 団体が選定された。選定自治体は今年度中に、2009 年度を開始年度とする 5 年間のアクションプランを策定し、政府の財政支援などを受けながら、目標達成に向けた取組をすすめることになる。

(2) 4 つの基幹的な取組

市が、環境モデル都市の提案書に示した 5 年間に予定する取組みは、以下 4 つの柱から構成されている。

一つめは「横浜ゼロカーボン生活の創出」で、具体的には住宅から排出される CO₂ を着実に削減するため、省エネ住宅の格付け制度や固定資産税軽減などによる省エネ住宅の普及促進や、高効率家電の普及促進策が挙げられている。また、市民主導による「横浜環境ポイント制度」の創設に向け、開港 150 周年記念会場における大規模実証実験も行う予定とある。

二つめは「再生可能エネルギー J カーブ戦略」として、再生可能エネルギー利用を 2025 年までに現在の 10 倍以上とすることを目指す取組みである。具体的には、エネルギーや金融、経営等の専門家や市民により構成される公益的な事業体として「横浜グリーンパワー」を創設し、再生可能エネルギー等を導入・供給する事業（地域エネルギー事業）を横浜市全域に展開するとしている。なお事業体の資金は、市民出資等によるファンドが予定されている。

三つめは「ゼロエミッション交通・世界戦略」である。この戦略には、市営バス・地下鉄のゼロカーボン化や低公害・低燃費車両の導入促進などに加え、都心部における自転車

交通ネットワークとして、駅・バス停や商業・公共施設近くの貸出拠点で相互利用可能な自転車シェアシステムを整備する方策も盛り込まれている。

四つめの「脱温暖化地域連携モデルの構築」では、横浜市の水源地である山梨県道志村や、長野県飯田市との脱温暖化連合「大都市・農山村連携モデル」の構築に向けた連携策が示されている。

(3) 緑新税の導入検討

横浜市では、上記のような CO2 排出削減への大がかりな取組みを計画する一方、毎年緑被率が減少している市内の緑地保全も課題としており、現在、「緑新税」の導入検討も進めている。緑地の保全・創造に向けて、2007年8月から課税自主権の活用を検討してきた「横浜市税検討会」が今年6月に中間報告をまとめ、市民税均等割への超過課税方式による「緑新税」の創設を市に提言した。

市民に新たな負担を求める新税導入には、市民の理解を得ることが不可欠だが、国の環境モデル都市選定がその後押しとなるのか、今後の動きに注目していきたい。

4. 川崎市の取組み

「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略 (CCかわさき)」の推進

(1) カーボン・チャレンジ川崎エコ会議 (川崎温暖化対策推進会議) の発足

川崎市では7月に、地球温暖化対策への取組みを「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」と題して発表し、その推進体制の核をなす「カーボン・チャレンジ川崎エコ会議 (川崎温暖化対策推進会議)」を発足させた。同会議は、市民、事業者など市内の多様な主体による地球温暖化対策推進を行うネットワーク組織で、各主体の連携による CO2 削減モデルの構築を目指していく。

(2) 「CCかわさき」の概要

川崎市の地球温暖化対策には、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するとの基本的な考え方が示されており、取組みは以下の3つの柱から構成されている。

一つめは、川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進で、具体的には、温暖化対策等先端技術集積を支援する「先端産業創出支援制度」や、臨海部企業間連携によるエネルギー利用などが挙げられる。

二つめの柱は、環境技術による国際貢献の推進である。環境技術情報の発信や産学公民連携による共同研究を行う「環境技術情報センター」の設置や、「川崎国際環境技術展」(仮称)の開催など、国際的な視点に立った地球温暖化対策が盛り込まれている。

三つめには、多様な主体の協働による CO2 削減の取組みの推進が掲げられている。主な取組みとしては、グリーン電力購入の推進、公共施設への ESCO 事業の導入や緑化の推進などのほか、環境配慮契約推進方針の策定も予定されている。

市では今年度から「川崎市温暖化対策地域推進計画」(2004年3月策定)の改定作業に着手し、そこで CO2 削減に向けて排出量の把握と削減計画の数値化、及び実効性のある施策を取りまとめたうえで、2009年度を目途に温暖化対策のルールとなる「地球温暖化対策条例」(仮称)を策定する予定としている。

(3) 区レベルの取組み

川崎市では、このほか各区役所を中心とする温暖化対策も始まっている。たとえば高津区では、持続可能な地域社会の創造に向け「エコシティたかつ」推進事業に取り組みとしており、今後は新エネルギーの利用・啓発事業や区役所庁舎のエコシティホール化を進める予定である。

市民生活に比較的身近なところで行われる対策であり、これも見逃せない取組みである。

Topics・トピックス・とびっくす

神奈川県議会基本条例（仮称）の骨子案出される

－9月議会には条例案が提案か－

神奈川県議会は、「神奈川県議会基本条例（仮称）骨子案」に対する県民意見募集（パブリックコメント）を7月3日から8月1日まで行った。2008年2月から調査特別委員会を設置して議論を重ね、6月に「骨子案」をまとめた。

今後、県民意見をふまえて条例案づくりへと進み、早ければ9月議会に提案されるといわれている。

条例骨子案は、県民にわかりやすく、開かれた議会となるべく基本理念、議員および県議会の使命、役割等の基本的な事柄を定めるものであり、前文、第1章総則、第2章議員、第3章県議会、第4章県民と県議会、第5章県議会と知事等の関係、第6章倫理の尊重、第7章他の条例との関係等からなっている。

なお、都道府県議会では、三重県議会（2006年度）、福島県議会（2008年7月9日成立）が同様な条例を制定している。

地方自治の基本は、いずれも住民の選挙によって選ばれた首長と議員（会）によって成り立っていることはいままでもない。しかし、自治体の運営は、首長ばかりが目立ち、議会は何をやっているか分からないという意見が多い。一部の首長の中には、マスコミを利用

して議会を抵抗勢力＝悪役に仕立てるといった演出までするところもある。また、「政務調査費」問題など議会の見識を疑う事例も見られたこともあり、「議会不要論」といった声すら聞こえる状況にある。また、議会が県民に本当に開かれているか、質疑が形式化、儀式化しているのではないか、また、「会派主義」あるいは首長与党・野党といったことも議会の活力をそいでいないか、検討すべき課題は多い。

こうした中で神奈川県議会が、改めて県議会の基本的な役割を問い直し、議会本来の機能を強化するために改革へと歩み出そうとする姿勢は、評価されるところである。

議会基本条例制定の取り組みを通じて、地方分権時代にふさわしい議会へと大きく踏み出していくことが期待されている。

なお、松沢知事は既に神奈川県自治基本条例の案を明らかにしており、県議会のこうした動向が、県の自治基本条例の制定にも結びつくものと思われる。

また、県内では川崎市議会が2008年度内に議会基本条例の成立をめざしてプロジェクトチームを発足させている。

相模原市政令市移行に伴う区割案 3区案が答申される

2010年4月に政令市移行をめざす相模原市の行政区画等審議会（会長 牛山久仁彦明

治大学教授）は、7月18日、相模原市の政令市移行に伴う行政区割案について、3区制と

する答申を行った。

加山俊夫相模原市長は、この案を「最大限尊重する」として今後はパブリックコメントを行った上で、9月には最終決定する方針である。また、審議会は引き続き区名について審議をすることとなっている。

3区案の内容は、A区は人口17万人で区役所を橋本駅に周辺におき、橋本・大沢出張所及び旧津久井町、藤野町、相模湖町、旧城山町区域。B区は人口26万人で区役所を市役所本庁舎におき大野北・田名・上溝各出張所区域。C区は人口26万人で区役所を市南合同庁舎におき、大野中・大野南・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林各出張所区域。

この案の最大の課題は、A区が市域面積の77%を占めることとなり、行政サービスの面で他の区域に比して低下することにならないかということである。例えば、区役所が橋本駅周辺となると旧津久井地域から区役所が遠

すぎるといった問題が指摘されている。この点について加山市長は、旧4町におかれた総合事務所の機能は維持するとしている。

また、この他合併にかかわって旧津久井三町(旧津久井、相模湖、藤野町)に対する「都市計画法上の線引き」導入問題もある。政令市移行となれば、この点もクリアしておかなければならないが、市としては、2010年3月までに都市計画決定を行いたい考えで、7月26日から住民説明会を開始した。住民の中からは、「合併直後の線引き導入決定は早急で、住民に導入の是非を聞いていない(神奈川新聞08年7月27日)」といった反対の声も根強い。政令市移行とあわせて住民の理解がえられるか課題である。

また、現在、神奈川県との間で事務移管問題(とりわけ財政負担問題)について協議を継続しており、8月中には何らかの結論が出されることとなっている。

神奈川県公共的施設における禁煙条例(仮称)の基本的考え方公表される

—パブリックコメントに意見殺到—

神奈川県が2007年度から検討委員会を設置し、公共的施設の室内等での原則禁煙を目指して検討を進めてきた「神奈川県公共的施設における禁煙条例(仮称)」について、4月15日に基本的考え方が発表された。

県では、4月24日から5月23日までの1ヶ月間、県民の意見を募るパブリックコメントを実施したところ、1700件を超える意見が殺到した。

この条例制定は、受動喫煙による健康影響を未然に防止して県民の健康の確保を図ることを第一の目的としている。基本的考え方では、不特定多数の人々が利用する公共的施設について、強制力をもって禁煙とする内容が具体的に盛り込まれた。

ここでいう公共的施設には、飲食店や娯楽施設などが含まれ、施設管理者に対する罰則

適用も示されていることから、飲食店関係者からは困惑の声も挙がっている。また、公共の場での喫煙行為を厳しく取り締まることについては、賛成の意見が寄せられる一方で、個人の嗜好性という自由領域の問題を行政が管理することに対し、否定的な意見もある。

6月に開催された検討委員会では、民間施設での分煙を求めるか否かについて委員の意見が分かれるなか、段階的な規制実施の方向性についての議論もあった。民間施設での規制のあり方を中心に、今後もさらに検討が求められる内容である。

なお県執行部は年内の条例制定を目標に、県議会6月定例会での条例骨子案報告を予定していたが、パブリックコメントで多数の意見整理に時間を要したため、9月定例会へと報告を先延ばしすることを正式に発表した。

「市民は地域（まち）を変えられるか？」開かれる

報告：小川慎（神奈川県地方自治研究センター特別研究員・自治体学会運営委員）

7月5日、逗子市の逗子文化プラザホールにおいて、市民・職員・研究者で組織する自治体学会の関東フォーラムが「市民は地域（まち）を変えられるか？」をテーマに開かれ、新しい「市民の政府」の時代を切り開くための「知」と「力」について話し合い、約160人が参加した。

第1部のパネルディスカッション「池子の緑を守るたたかい・市民自治を考える」では、コーディネーターの鳴海正泰（横浜地方自治研究センター理事長）は、池子米軍住宅建設反対運動が提起したものは、今なお多くの示唆と教訓を残している。市長を運動のリーダーに変え、議会を解散させて運動グループで多数を占めて、国家権力に異議を申し立てた。国の壁は破れなかったが、人口わずか5万人の小さな自治体が提起した問題は、今日の課

題である地方分権・市民の政府の確立につながっている。自治体の意思と国家の意思をどのように調整するのか、市民意思の合意形成をどうしたらよいか、自治体において統治するものと統治されるものが同一の立場にたつことが可能であるか、現代民主主義の最大の課題である、と問題意識を語った。

澤光代（元逗子市長）は、池子をめぐると市民運動のエネルギーは女性パワーであり、運動に女性が発揮した役割を強調。三者合意されたはずの池子の森が、横浜市域への住宅追加建設の問題を今抱えることを批判し、温暖化防止で緑地の重要性が高まる中、池子の自然を守ることは市だけではなく、県や国全体に係わることであり、池子の森の全面返還を求めた。

長島孝一（建築家・都市設計家）は、12年



対談する富野元市長と平井現市長

にわたる市民運動から生まれてきたものはなにか。それをどのように引き継いで、市民運動から市民活動へ展開してきたのか。逗子のまちづくりの現状から、日常生活に根差し持続性がある市民活動につなげていくかが課題、と語った。

鈴木庸夫（千葉大学法科大学院教授）は、行政法の立場から逗子市行政と市民運動に助言し、また情報公開条例や都市憲章づくりにかかわった立場から、逗子の市民運動がその後の市民自治や地方分権を求める潮流の中でどのように位置づけられ、課題はなんであったかを、論じた。

田中美乃里（慶応義塾大学助教）は、逗子の反対市民運動その後の世代として、当時どのようにみていたのか。また、今どのように受けとめているのか。次の世代として受け継ぐべきものはなにか。これからの市民自治の

課題と自治体のあり方、について語った。

第2部特別対談では、平井竜一市長と富野暉一郎（龍谷大学教授・元逗子市長）が市民自治のあり方をテーマに対談した。

富野元市長は、市民運動のメンバーとして、池子問題当時の首長、そして研究者として立場から発言し、市民同士が対話し、協力し合える仕組みづくりこそ地域再生の鍵である。また、もっと行政が市民に仕事を手放す必要がある。行政が受け持っている公共性を再編し、公共サービスの担い手となる市民が育つような仕掛けが行政には求められている、と語った。

平井市長は市民自治の前進を実践中の現職市長として、逗子の市民自治・自治体政策について、行政と市民が同じ歩調で政策をつくっていくことを心掛けている、と語った。

2007年度「神奈川まちづくり研究会報告書」を発刊しました

当センターの「神奈川まちづくり研究会」（主査：佐野充日本大学教授）が、2007年度に開催した3回の研究会について、その報告内容を報告書にまとめました。

<内容>

- ・甲府市における中心市街地活性化への取り組み

熊谷 隆一（山梨県立大学准教授）＋四菱まちづくり総合研究室学生スタッフ

- ・私鉄沿線における駅前商店街の変遷と商業活動—小田急線経堂駅前商店街を事例に—

東 恵理（日本大学）

- ・変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点

佐野 充（日本大学教授）

- ・野毛飲食店街の再生プログラム

木村 琢郎（横浜国立大学教授）

ご希望の方は、事務局（TEL045-251-9721）までお問い合わせください。

【(社)神奈川県地方自治研究センター研究会開催のお知らせ】

<2008年度第2回県のあり方研究会>

テーマ：道州制論議のこれまでと現在の議論 どう考えるか

講師：後藤 仁氏 (神奈川県大学教授)

日時：2008年9月5日(金) 午後3時～午後5時

会場：地域労働文化会館2F (横浜市南区高根町1-3 地下鉄阪東橋下車)

<2008年度第3回県のあり方研究会>

テーマ：道州制をどう考えるか

コーディネーター：後藤 仁氏 (神奈川県大学教授)

パネラー：並河信乃氏 (前行革国民会議事務局長)

廣田全男氏 (横浜市立大学教授)

上林得郎氏 (神奈川県自治研センター理事長)

日時：2008年9月19日(金) 午後2時～午後5時

会場：ワークピア横浜 (横浜市中区山下町24-1 Tel.045-664-5252)

参加費：1000円 (当日会場にていただきます)

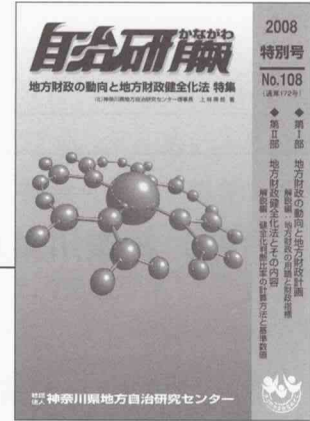
★申し込み及び問い合わせ先

※事前に電話でお申込ください

(社)神奈川県地方自治研究センター【担当：小泉・勝島】

Tel. 045-251-9721

【新刊情報】



自治研かながわ月報特別号

『地方財政の動向と地方財政健全化法』

社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長 上林得郎 著

内 容

第Ⅰ部 地方財政の動向と地方財政計画

- 1 国と地方の財政状況
- 2 国と地方の税財政関係と地方財政計画
- 3 地方財源はどう確保されてきているか
- 4 三位一体改革もたらしたもの
- 5 地方法人2税の見直しをめぐる動き

〔解説編〕地方財政の用語と財政指標

第Ⅱ部 地方財政健全化法とその内容

- 1 地方財政健全化法の成立と背景
- 2 地方財政健全化法の概要
- 3 財政健全化法の今後の影響

〔解説編〕健全化判断比率の計算方法と基準数値

財政用語の
解説付き

これでわかる！！
財政健全化法の
ポイント

発行所：社団法人神奈川県地方自治研究センター【定価 800 円】

☆ご注文は、、、

(社)神奈川県地方自治研究センター事務局 (Tel 045-251-9721) まで

編集後記

北海道洞爺湖サミットが閉幕し、マスコミの関心が北京五輪へと移行しつつあるところで、福田改造内閣が発足した。総理大臣記者会見では、本号が取り上げた温暖化対策について、環境・エネルギー技術のさらなる開発を加速化していくことが政策課題として挙げられている。

一方、関係団体から総理のリーダーシップが期待される地方分権改革については、会見でもほとんど言及されておらず、政策の優先順位はさほど高くないようである。総理発言には、関係閣僚のリーダーシップに期待との言葉もあり、閣僚に任せきりの感は拭えない。地方分権改革推進委員会は、すでに各省地方出先機関からの地方への事務・権限移譲問題について、具体的な見直し作業に着手しているが、権限移譲と財源・人員移譲という連立方程式を、二次勧告までに解くのは極めて困難な様相にある。

ただし、二次勧告に向けた議論の焦点でもある道路・河川や地方整備局の所管、国土交通大臣には財務大臣経験者が就任した。はたして分権に対する国交省の抵抗に変化はもたらされるのであろうか。内閣改造の影響として興味深いところではある。

(谷本有美子)

2008年8月20日

自治研かながわ月報第109号(2008年8月号, 通算173号)

発行所	社団法人神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120～150ページ定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。